

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	建設業許可番号
青木あすなろ建設株式会社	東京都千代田区神田美土代町 1	1-002843

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「2-」は茨城県知事許可, 「3-」は他県知事許可を表す。「5-」は県外建設コンサルタントの有資格者番号を表す。

2. 指名停止措置期間

令和 5 年 4 月 13 日～令和 5 年 7 月 12 日 (3 ヶ月)

3. 指名停止措置の適用範囲

茨城町が発注する工事等

4. 事実概要

青木あすなろ建設(株)は、発注者から直接請け負った岩手県花巻市及び北上市における送水路工事において、変更契約を行う際、虚偽の資料で発注者に対して協議を行い、過大な金額で変更契約を締結した。このことが、建設業法(以下「法」という。)第 28 条第 1 項第 2 号に該当すると認められるとして、令和 5 年 3 月 17 日、国土交通省関東地方整備局から法第 28 条第 3 項に基づく営業の停止命令を受けた。

5. 指名停止理由

上記事実は、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」(平成 29 年要領第 3 号)別表第 2 第 1 4 号イに該当する。

〈指名停止等措置要領別表第 2〉

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 14 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の規定に違反し、同法第 28 条の規定に基づく監督処分を受けたとき。 ア 指示処分を受けたとき イ 営業停止処分を受けたとき	当該認定をした日から 3 ヶ月以上 9 ヶ月以内

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

電話 0 2 9 - 2 9 7 - 5 0 0 5 (ダイヤルイン)